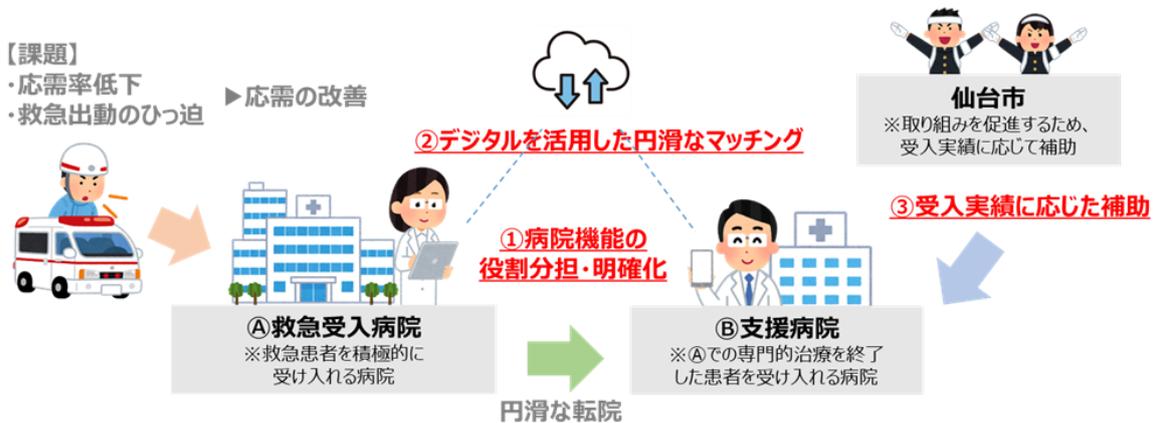


# 仙台市救急医療病院間連携推進事業 参加病院 募集要項

## <事業概要>

- 救急搬送患者をはじめに受け入れる病院を「救急受入病院」、入院治療等を受け、状態が落ち着いた患者の転院を速やかに受け入れる病院を「支援病院」と定義します。
- 今後増加が予想される高齢者の軽・中等症患者の円滑な転院を図るべく、デジタルを活用した転院調整スキームの構築と、転院受入実績に応じた「支援病院」への補助金交付により、「救急受入病院」における救急患者の受入病床の確保と、応需率の向上を図ります。

## [全体像] 救急医療における病院機能の分化と地域連携強化について



## 病院機能の役割分担・明確化

- 限りある医療資源を効率的・効果的に活用した持続可能な救急医療提供体制の確保を図るため、**医療機関の役割分担を促進**。
- 本事業においては、以下の通り **④救急受入病院** と **⑤支援病院** の2つの役割を設定。

### ④ 救急受入病院の役割

- 救急患者を積極的に受け入れる病院
- 状態が安定した軽・中等症患者の⑤支援病院への積極的な転院を図る。
- **市民に対しても公表し、ワークイン患者も含めて受け入れていく。**

### ⑤ 支援病院の役割

- ④救急受入病院で状態が安定した軽・中等症高齢者を積極的に受け入れる病院  
※救急搬送受け入れを妨げない。



夜などは体制を整えて、うちが受け入れるので、次の日以降に落ち着いた患者さんの受入はよろしく願います！

### 役割分担連携



時間外は難しいけれど、患者さんの次の日以降の受入は頑張ります！

## <スケジュール>

- ・募集期間：令和6年7月23日（火）～8月9日（金）
- ・申込方法：次の様式に必要事項を記入・入力うえで、下記の担当者宛に郵送、またはE-mailで送付願います。

- ① [様式第1号] 仙台市救急医療病院間連携推進事業参加申込書
- ② [別紙1] 仙台市救急医療病院間連携推進事業参加病院システム利用者情報提出様式

- ・質問回答：本事業に対してご質問がある場合は、下記URLの電子フォーム（みやぎ電子申請サービスへ遷移します）より入力願います。お寄せいただいた質問と回答は、各病院へ共有を図るため、病院名、質問者名を伏せたうえで、以下のスケジュールで、市ホームページにて公開します。（個別の事案に関するものについては、お電話またはメールにて質問者様に直接回答します。）

7/26（金）正午までにお寄せいただいた質問	→	7/30（火）を目途に回答
8/1（木）正午までにお寄せいただいた質問	→	8/5（月）を目途に回答

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1721383684368>

軽易な事項で、お急ぎの場合などについては、以下までお問い合わせください。

- 仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課 電話：022-214-8196（受付時間 9時～17時）
- E-mail：[fuk005522@city.sendai.jp](mailto:fuk005522@city.sendai.jp)

- ・参加申込書提出締切：令和6年8月9日（金）17時まで
- ・事業期間：令和6年9月2日（月）～（仮）令和7年3月31日（月）

## <応募要件と役割>

### ● 救急受入病院

以下の要件をすべて満たすものとする。

- 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、救急病院として宮城県知事の認定を受け、告示されていること。
- 前号に規定する救急病院に準じる機能を有するものとして、市長が認める病院であること。
- 市と協議の上、次に定める休日夜間当番制に協力すること。
- 救急受入病院は、市域における救急医療体制を確保するため、市と協議の上、下表の区分に応じ、休日夜間の救急医療を提供するものとする。救急受入病院が前項の規定に基づき提供する医療の診療科目は、1病院につき、1診療科目以上とする。

区分	診療時間	診療科目
平日夜間	午後6時から翌日の午前8時まで	内科系、外科系
休日	午前8時から翌日の午前8時まで	内科系、外科系

### ● 支援病院

- 救急受入病院において治療を受け、状態が安定した患者に対して必要な医療を提供するのに十分な人員体制、医療設備を備えていることとする。

### 〔補助金助成の対象〕

補助金助成の対象は、「支援病院」に対して、「救急受入病院」に救急患者として受入れ、状態が安定した高齢の軽・中等症患者の転院受入れを行った場合に助成します。具体的な対象患者の条件は、以下の内容を全て満たすものとしします。

- 1) 「救急受入病院」の救急外来にて、診療を受けた患者
- 2) 「救急受入病院」の救急外来診療滞在中、又は入院診療を受け、病状が回復（上向き）、安定、不変の状態の軽・中等症患者

- 3) 「救急受入病院」で救急患者として受入れて診療を行い、15日以内に「支援病院」へ転院した患者（なお、受入日のカウントは、「救急受入病院」の初診日を1日目とする。）
- 4) 下記「ア～コの重篤な状態」に該当しない患者（除外基準）
- ア. 意識障害又は昏睡
  - イ. 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪
  - ウ. 急性心不全（心筋梗塞を含む）
  - エ. 急性薬物中毒
  - オ. ショック
  - カ. 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）
  - キ. 広範囲熱傷
  - ク. 大手術を必要とする状態
  - ケ. 救急蘇生後
  - コ. その他の外傷、破傷風等で重篤な状態
- 5) 65歳以上の患者
- 6) 「救急受入病院」から「支援病院」への転院の際に、公所の救急車（消防局の救急車）を使用しない場合

次のいずれかに該当する場合は、助成の対象にはなりません。

- (1) 「救急受入病院」で救急外来での診療を受けていない患者
- (2) 「救急受入病院」での重症・専門的治療を終えていない患者
- (3) 患者の状態が安定しておらず、上記の〔補助金助成の対象〕－4)の重篤な状態に該当し、転院先での重症・専門的治療の必要のある患者（重症治療や専門的治療のために転院する患者、上り搬送患者）
- (4) 65歳未満の患者
- (5) 消防局の救急車を使用して、転院する患者
- (6) 事業専用のwebサイト上のアプリケーションによる転院患者調整を行わない場合

#### 〔運用上の条件・配慮〕

- 1) 事業に参加する「救急受入病院」、「支援病院」間での「転院患者調整」では、この事業専用にkintone(株式会社サイボウズ)で作成したweb上の転院調整システムの使用を必須とします。

##### ◎システム利用について

- 転院調整システムの利用にあたっては、利用するユーザー数ごとに、kintoneのライセンス料（月額2,255円税込※予定）が必要となります。
- 今年度（令和7年3月31日まで）のライセンス料については、各病院2ユーザー分を仙台市にて負担します。

##### ◎システム利用者情報の提出について

- 別紙1にてシステム利用者情報をご提出ください。
- 提出いただいた情報はアカウント発行と管理に際して使用するほか、提出いただいた情報のうち、システムの円滑な運用を図るために必要な事項については、転院調整システム内で他のユーザーへの公表を予定しています。

- 2) 「支援病院」への転院は、必要な人員体制等を考慮し、基本的には日中帯での転院とします
- 3) 「救急受入病院」から「支援病院」に転院した後に、患者の状態が悪化する等、「支援病院」での診療が難しい場合は、転送元の「救急受入病院」で受入れを行うことを基本とします。

## 〔補助金助成額〕

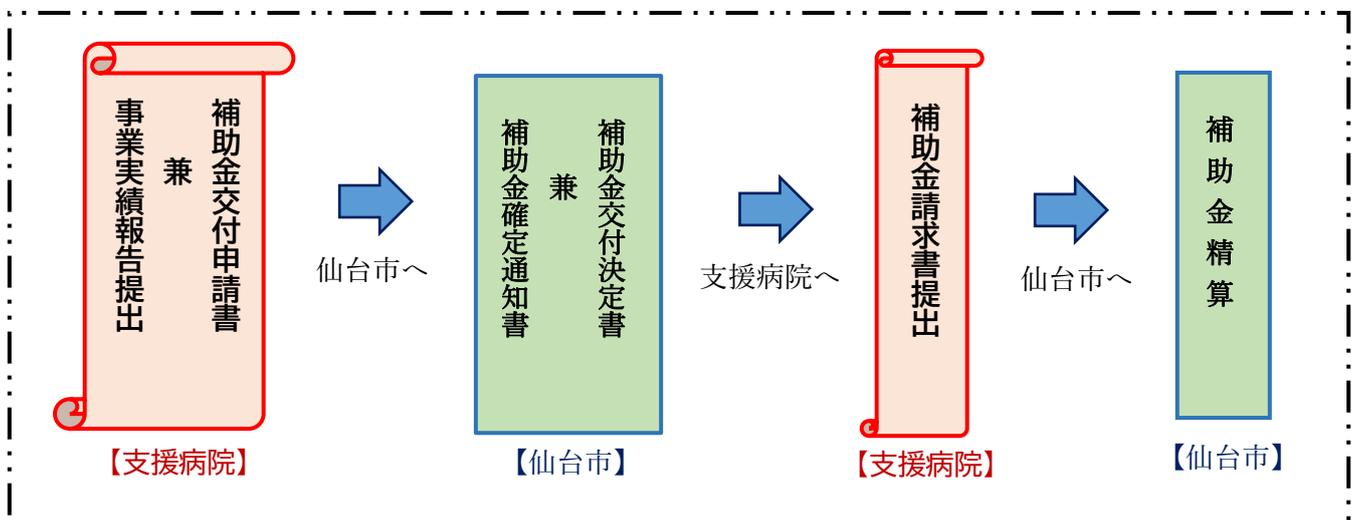
対象患者の受入期間による区分	患者一人あたりの補助金額
「救急受入病院」の対象患者で「受入期間5日以内」に転院受入れをする。	30,000円
「救急受入病院」の対象患者で「受入期間6から15日以内」に転院受入れをする。	10,000円

## 〔実績報告〕

支援病院は、当該年度の上期の4月から9月まで、下期の10月から翌年3月まで終了毎、すみやかに、既定の実績報告書を提出していただきます。実績報告に添付する挙証資料（受入実績等）も転院調整システムにて出力していただきます。半期ごとに、その提出いただいた実績報告を根拠として補助金の助成額を確定して、精算します。

## 〔補助金交付の流れ〕

〔「支援病院」と「仙台市」での補助金精算までの手続き〕



### <選考方法>

事業の参加病院は、要件を満たしているかを確認のうえ、「健康福祉局 保健衛生部 医療政策課」で決定します。

### <参加病院に決定したら>

事業の参加病院に決定した場合、事業の協定締結の手続きを行っていただきます。手続きの詳細は、別途、担当者がお知らせいたします。

担当：仙台市 健康福祉局 保健衛生部 医療政策課  
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号  
Tel：022-214-8196 Fax：022-214-4446  
e-mail：fuk005522@city.sendai.jp